

【令和4年4月1日道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理業務の拡充関係】

Q1 令和4年4月1日から、アルコール検知器を使用するの、酒気帯びの有無の確認が必要になりますか？

A (1) 令和4年4月1日から

- ・ 運転前後の運転者の状態を、原則対面で目視等の方法により、運転者の酒気帯びの有無を確認してください。
- ・ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存してください。

(2) ~~令和4年10月1日から~~ ※ 当分の間延期となる予定です

- ・ 前記(1)の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を使用して行ってください。
- ・ アルコール検知器を常時有効（常に使用できる状態）に保持してください。

Q2 国家公安委員会の定めるアルコール検知器の基準は何ですか？また推奨品はありますか？

A アルコール検知器の基準は、酒気帯びの有無を音、色、数値等のいずれかにより確認できるものを使用してください。

推奨品は特になく、前記条件を満たしている物を使用してください。

Q3 酒気帯びの有無の確認が必要となるのは、どのような場合ですか？

A 事業所の業務に従事し、事業所の管理する車両を運転する際に必要となります。単なる通退勤は含まれません。

Q4 酒気帯びの有無の確認は、従業員が車両を運転する都度、行わなければなりませんか？

A 運転の都度行う必要はありません。1日のうちで運転を含む業務の開始前及び終了後や、出勤時及び退勤時に行ってください。

Q5 一連の業務の範囲とはどこからどこまでですか？

A 一連の業務の範囲については、業務開始時から終了時までとなります。

例(1) 配送業務で出発地から目的地へ配送後、短時間の休憩を挟み出発地に戻る場合

A 出発地から目的地を経由し、出発地へ戻るまでが一連の業務

例(2) 配送業務で出発地から目的地へ配送後、目的地で業務を終了し宿泊、翌日目的地から出発地へ帰所する場合

A 出発地から目的地までが一連の業務、帰所時の行程は新たな一連の業務

例(3) 配送業務で出発地から目的地へ配送する途中、SA施設等で仮眠を取る場合

A 仮眠は一連の業務に含めると解し、目的地への到着までが一連の業務

例(4) 長期出張の場合

A 出張先の一日の業務開始時から終了時までが一連の業務

例(5) 交替制勤務で、仮眠（日をまたぐ場合もあり）をとる場合

A 仮眠は一連の業務に含めると解し、前勤務員との交替が業務開始、次勤務員との交替が業務終了

Q6 対面での確認が困難な場合はどのようにすればよいですか？

A 直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合には、対面に準ずる適宜の方法で実施してください。例えば、携帯電話のテレビ通話機能を使用し、運転者の顔色や声の調子などを確認するほか、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させて検査結果を確認するなど、対面によるものと同視できるような方法をとってください。

Q7 対面によらない確認を行う場合、メールで報告させてもよいですか？

A メールでの報告は不可です。対面によらない確認を行う場合、Q6のとおり直接対話できる方法をとらなければなりません。

Q8 各車両に検知器の搭載が必要か？

A 不要です。ただし、令和4年10月1日以降（※）に、直行直帰等の理由で対面によらない方法で確認を行う場合には、当該運転者に検知器を携行させる必要があります。

※ Q1(2)のとおり当分の間延期となる予定です

Q9 酒気帯びの有無の確認は全て安全運転管理者が行わなければいけませんか？

A 安全運転管理者が不在の時や、確認することが困難な場合には、安全運転管理者が補助者に行わせることは可能です。

Q10 早朝、深夜に従業員が事務所から一人で自動車を運転し出発する場合はどのように確認すればよいですか？

A Q6のとおり、携帯電話等を使用し、運転者と直接対話できる方法によって確認してください。なお、対面によらない確認であってもQ9のとおり、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が確認することは差し支えありません。

Q11 10月1日以降（※）、直行直帰などの対面によらない確認の場合にも、アルコール検知器を使用した確認を実施しなければいけませんか？

A アルコール検知器を使用した確認を実施してください。
したがって、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させるなどする必要があります。

す。

※ Q1(2)のとおり当分の間延期となる予定です

Q12 同一会社の別支店で運転を開始又は終了する場合、別支店の安全運転管理者等が確認することは可能ですか？

A 可能です。ただし、実際に確認した安全運転管理者から、本来の所属の安全運転管理者に対して報告する必要があります。

Q13 10月1日以降(※)、アルコール検知器が壊れた場合は、検知器による確認をしなくてもよいですか？

A アルコール検知器による確認は必要です。
適切な使用、管理、保守に努め、定期的に故障の有無を確認するなど、常時有効に保持する義務があります。

※ Q1(2)のとおり当分の間延期となる予定です

Q14 酒気帯びの有無の確認は、長期出張などの場合、いつ行えばよいですか？

A Q5例(4)のとおり、1日ごとの業務開始時と終了時に確認する必要があります。

Q15 荷物の配送業務などで、長距離を運転する場合に仮眠(日をまたぐ場合も有り)をとるが、仮眠は業務の終了として、アルコールの確認報告が必要ですか？

A Q5例(3)のとおり、アルコールの確認報告は、運転を含める業務の開始時と終了時でよい。短時間の仮眠であれば、一連の業務内と判断でき、仮眠時の報告は不要です。

Q16 直行直帰などの場合で、会社の車以外、私有車、レンタカーを使用している場合でも確認は必要ですか？

A Q3のとおり。基本的には、事業所の業務で使用され、かつ、事業所が一定の管理を行う車両の運行の場合は確認が必要です。

Q17 10月1日以降(※)、出張先等でリモートによる酒気帯び有無の確認を行う場合に、アルコール検知器の携帯を忘れた場合はどうすればよいですか？

A 必ず、アルコール検知器を使用した確認を行わなければなりません。
携帯を失念した場合の補完措置はありません。

※ Q1(2)のとおり当分の間延期となる予定です

Q18 酒気帯びの有無の確認は、業務で自動二輪車、原付自転車を運転する場合も必要ですか？

A 必要です。検査の対象は道路交通法上の「自動車」を業務で運転する場合に必要であ

り、自動二輪車、50 ccを超える二種原動機付自転車を運転する場合は確認が必要です。
50 cc以下の原付を運転する場合は不要です。

Q19 業務で自転車を使用する場合も、酒気帯びの有無の確認が必要ですか？

A 不要です。

Q20 リモートによる酒気帯びの有無の確認について、事後報告でもよいですか？

A 不可です。リモート形式で行う場合、実施時に携帯電話等の対話できる方式により報告する必要があります。

Q21 運転者自身が業務の補助者として、別の運転者の酒気帯びの有無を確認することは可能ですか？

A 可能です。あくまで第三者が酒気帯びの有無を確認できればよい。

安全運転管理者等が互いに酒気帯びの有無の確認を行うことに問題はありません。

例 A安全運転管理者、B副安全運転管理者、C補助する者が、AとB、AとCの間等で互いの酒気帯びの有無を確認する行為は可能です。